

Information

No.2020-19 Date 2020.4.1

水質基準に関する省令の一部改正に伴う 検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、「令和2年厚生労働省令第38号(令和2年3月25日)」にて「水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)」の一部が改正されました。

これに伴い、弊社の水質基準に関する六価クロム化合物の検査内容を下記のように変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

謹白



項目名

総合検査案内 2019 : 243ページ掲載

● 水質基準項目 “六価クロム化合物”

(依頼コード No.05375)

変更日 2020年4月1日(水) 受付分より

● 変更内容

水質基準に関する省令の一部改正に伴う六価クロム化合物の基準値、定量下限値の変更

依頼コードNo.	項目名	変更内容	新	従来
05375	六価クロム化合物	基準値(mg/L)	0.02mg/L以下	0.05mg/L以下
		定量下限値(mg/L)	0.002mg/L	0.005mg/L

本項目が含まれるセットコード

依頼コードNo.09240 : 原水基準セット

依頼コードNo.09239 : 浄水基準セット

裏面に続きます

株式会社 **第一岸本臨床検査センター**

札幌本社 : 〒007-0867 札幌市東区伏古七条三丁目5番10号 ☎(011)787-2111 FAX(011)787-2191

資料、お問い合わせは担当者または最寄りの営業所までお願いいたします。

(表)

水質検査報告書

第 _____ 号

様

検体種類 _____ 採取日 年 月 日
 採取場所 _____ 採取時間 時 分
 受付番号 _____ 受付日 年 月 日
 _____ 検査日 年 月 日 ~ 年 月 日
 _____ 報告日 年 月 日

基準値
変更箇所

検査項目	測定結果	単位	基準値	検査項目	測定結果	単位	基準値
一般細菌数	100以下	個/L	100以下	ホルムアルデヒド		mg/L	0.02以下
大腸菌数	検出されないこと			亜鉛及びその化合物		mg/L	1.0以下
カドミウム及びその化合物	0.0005以下	mg/L	0.0005以下	アルミニウム及びその化合物		mg/L	0.2以下
水銀及びその化合物	0.0005以下	mg/L	0.0005以下	鉄及びその化合物		mg/L	0.3以下
セレン及びその化合物	0.01以下	mg/L	0.01以下	銅及びその化合物		mg/L	1.0以下
鉛及びその化合物	0.01以下	mg/L	0.01以下	ナトリウム及びその化合物		mg/L	200以下
ヒ素及びその化合物	0.01以下	mg/L	0.01以下	マンガン及びその化合物		mg/L	0.05以下
六価クロム化合物	0.02以下	mg/L	0.02以下	塩化物イオン		mg/L	200以下
亜硝酸態窒素	0.02以下	mg/L	0.02以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		mg/L	200以下
シアン化合物イオン及び酸化シアン	0.01以下	mg/L	0.01以下	蒸発残渣		mg/L	500以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/L	10以下	陰イオン界面活性剤		mg/L	0.2以下
フッ素及びその化合物	0.02以下	mg/L	0.02以下	ジエオスミン		mg/L	0.0001以下
銅及びその化合物	1.0以下	mg/L	1.0以下	2-メチルイソボルネオール		mg/L	0.0001以下
亜塩化銀	0.002以下	mg/L	0.002以下	非イオン界面活性剤		mg/L	0.02以下
1,4-ジオキサン	0.02以下	mg/L	0.02以下	フェノール類		mg/L	0.005以下
2,4,6-トリクロロベンゼン	0.04以下	mg/L	0.04以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		mg/L	2以下
ジクロロメタン	0.02以下	mg/L	0.02以下	pH			5.0以上8.0以下
テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/L	0.01以下	臭			異常でないこと
トリクロロエチレン	0.01以下	mg/L	0.01以下	臭気			異常でないこと
ベンゼン	0.01以下	mg/L	0.01以下	色		度	5以下
塩素酸	0.02以下	mg/L	0.02以下	濁度		度	2以下(注3)
クロロホルム	0.02以下	mg/L	0.02以下	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		mg/L	5以下(注4)
ジクロロベンゼン	0.03以下	mg/L	0.03以下	大腸菌群(注3)		個/L	1以下
ジブロモクロロメタン	0.01以下	mg/L	0.01以下	大腸菌群(注3)		個/L	検出されないこと
臭素酸	0.01以下	mg/L	0.01以下	残留塩素		mg/L	
総トリクロロメタン	0.02以下	mg/L	0.02以下	有機リン		mg/L	0.1以下
トリクロロベンゼン	0.03以下	mg/L	0.03以下				
ジブロモクロロメタン	0.01以下	mg/L	0.01以下				
ブロモホルム	0.02以下	mg/L	0.02以下				

※程度未満：定額下下限未満、定額下上限及び食品衛生法基準値は裏面をご参照ください

(注1)：プール水200以下、浴槽水設定無し

(注2)：プール水0.2以下

(注3)：浴槽水5以下

(注4)：プール水12以下、原水・原湯・上り用湯・上り用水10以下、浴槽水25以下

判定	上記の水質検査項目の結果は、水道法の水質基準に〔 〕です。
基準値	水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)による
検査方法	水質基準に関する省令の規程に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第251号)による
備考	

建築物飲料水水質検査業 川崎市30水第99号
厚生労働大臣登録機関 第184号



株式会社 ビー・エム・エル

〒350-1101 埼玉県川越市9崎1361-1

TEL. 049-232-3131 FAX. 049-232-3132

水質検査部門管理者 総研検査本部長 奈良部 安

カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	1	mg/L
蒸発残渣	500以下	10	mg/L
陰イオン界面活性剤	0.5以下	0.02	mg/L
フェノール類	0.005以下	0.005	mg/L
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10以下	0.2	mg/L
pH	5.0以上8.0以下		
臭	異常でないこと		
臭気	異常でないこと		
色	5以下	0.5	度
濁度	2以下	0.1	度

基準値：厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準 第1食品B 食品一般の製造、加工及び調理基準 5の食品製造用水の規格」による

(裏)

定量下限値一覧

検査項目	定量下限値	単位
1 一般細菌数		個/L
2 大腸菌数		個/L
3 カドミウム及びその化合物	0.0003	mg/L
4 水銀及びその化合物	0.0005	mg/L
5 セレン及びその化合物	0.001	mg/L
6 鉛及びその化合物	0.001	mg/L
7 ヒ素及びその化合物	0.001	mg/L
8 六価クロム化合物	0.002	mg/L
9 亜硝酸態窒素	0.004	mg/L
10 シアン化合物イオン及び酸化シアン	0.001	mg/L
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.1	mg/L
12 フッ素及びその化合物	0.08	mg/L
13 銅及びその化合物	0.01	mg/L
14 亜塩化銀	0.0002	mg/L
15 1,4-ジオキサン	0.005	mg/L
16 2,4,6-トリクロロベンゼン	0.001	mg/L
17 ジクロロメタン	0.001	mg/L
18 テトラクロロエチレン	0.001	mg/L
19 トリクロロエチレン	0.0005	mg/L
20 ベンゼン	0.001	mg/L
21 塩素酸	0.05	mg/L
22 クロロホルム	0.002	mg/L
23 ジクロロベンゼン	0.001	mg/L
24 ジブロモクロロメタン	0.001	mg/L
25 臭素酸	0.001	mg/L
26 総トリクロロメタン	0.001	mg/L
27 トリクロロベンゼン	0.003	mg/L
28 ジブロモクロロメタン	0.001	mg/L
29 ブロモホルム	0.001	mg/L
30 ホルムアルデヒド	0.008	mg/L
31 亜鉛及びその化合物	0.01	mg/L
32 アルミニウム及びその化合物	0.01	mg/L
33 鉄及びその化合物	0.03	mg/L
34 銅及びその化合物	0.01	mg/L
35 ナトリウム及びその化合物	0.1	mg/L
36 マンガン及びその化合物	0.005	mg/L
37 塩化物イオン	0.2	mg/L
38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	mg/L
39 蒸発残渣	10	mg/L
40 陰イオン界面活性剤	0.02	mg/L
41 ジエオスミン	0.00001	mg/L
42 2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/L
43 非イオン界面活性剤	0.005	mg/L
44 フェノール類	0.0005	mg/L
45 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.2	mg/L
46 pH		
47 臭		
48 臭気		
49 色	0.5	度
50 濁度	0.1	度
51 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	0.2	mg/L
52 残留塩素	0.1	mg/L
53 有機リン	0.01	mg/L

定量下限値
変更箇所